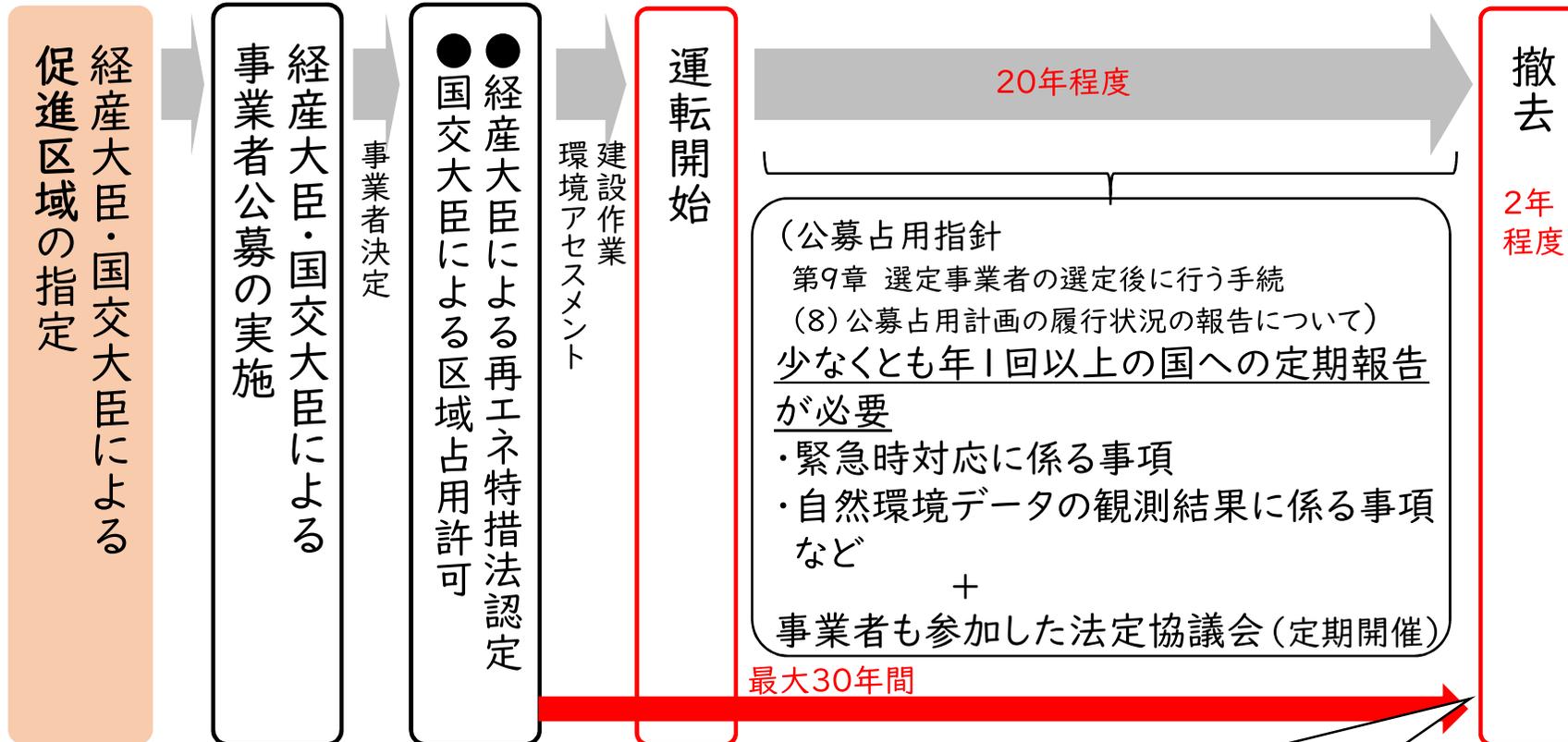


(追加) 促進区域の指定から撤去まで



(公募占用指針第2章 公募対象とする事業の要件 3) 撤去に関する事項)

- 原則、原状回復。ただし、海洋環境に著しい障害を及ぼす恐れがない場合に限り、一部(支持構造物の下部(トランジッションピースより下の部分))を残置することもある。(魚が集まるなど、漁業操業上メリットがある場合など)。
- 経営破綻した場合に備え、撤去費用確保方法を示す。
 - ・金融機関からの政府宛の債務保証
 - ・運転開始日まで撤去費用を積立(倒産時も隔離可能な口座に入金、撤去以外の目的での利用制限(引き出しには大臣承認が必要))